

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田トップカルチャーショッピングモール

所在地 新発田市新栄町3丁目1番31号 外

設置者 株式会社新栄地所

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（店舗面積の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成28年5月25日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

- ・店舗等建設にあたり、騒音・振動、重機出入りによる道路の汚損に配慮すること。
- ・騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境保全条例による届出（特定建設作業、特定施設の設置・変更）を適宜行うこと。
- ・新発田市公害防止条例（第11条）の工場・事業場を設置・変更する場合は、担当課と協議すること。
- ・店舗から騒音、振動、排気（悪臭）等について近隣の住宅等に十分配慮すること。
- ・施設から排出される廃棄物に関しては、資源分別を含め適切に処理を行うこと。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年10月14日から平成28年11月14日まで